

温 泉 分 析 書

(鉱泉分析法指針による分析成績)

1. 温泉分析申請者

住所 京都市中央区壬生坊城町1-1 大晋メゾネ四条大宮2F201
氏名 株式会社 大晋実業 吉田 幸治

2. 源泉名及び湧出地

源泉名 なぎさの湯温泉
湧出地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3-1の一部

3. 湧出地における調査及び試験成績

(1) 調査及び試験者 株式会社 エオネックス 近江 厚人
(2) 調査及び試験年月日 2020年1月16日
(3) 泉温 34.8 ℃ (調査時における気温 13.1 ℃)
(4) 湧出量 141 L/min (動力揚湯)
(5) 知覚的試験 微弱黄色・澄明・微弱金気味・無臭、ガス発生あり
(6) pH値 7.1 (ガラス電極法)
(7) 電気伝導率 247 mS/m (25℃)
(8) ラドン(Rn)含有量 — $\times 10^{-10}$ Ci/kg (— M.E/kg)

4. 試験室における試験成績

(1) 試験者 株式会社 エオネックス 宮本 直人
(2) 分析終了年月日 2020年2月6日
(3) 知覚的試験 弱黄色・澄明・無味・無臭(試料採水24時間後)
(4) 密度 0.9996 (20℃/4℃) g/cm³
(5) pH値 7.22 (ガラス電極法)
(6) 蒸発残留物 1.391 g/kg (180℃)

5. 試料1kg中に含有する成分、分量及び組成

(1) 陽イオン

成分名	ミリグラム (mg)	ミリバール (mval)	ミリバール% (mval%)
リチウムイオン(Li ⁺)	<0.1	—	—
ナトリウムイオン(Na ⁺)	484.4	21.07	81.67
カリウムイオン(K ⁺)	9.7	0.25	0.97
アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)	12.9	0.72	2.79
マグネシウムイオン(Mg ²⁺)	24.4	2.01	7.79
カルシウムイオン(Ca ²⁺)	34.2	1.70	6.59
ストロンチウムイオン(Sr ²⁺)	0.3	0.01	0.04
バリウムイオン(Ba ²⁺)	0.4	0.01	0.04
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	<0.1	—	—
マンガンイオン(Mn ²⁺)	<0.1	—	—
鉄(II)イオン(Fe ²⁺)	0.9	0.03	0.12
鉄(III)イオン(Fe ³⁺)	<0.1	—	—
陽イオン 計	567.3	25.80	100

(2) 陰イオン

成分名	ミリグラム (mg)	ミリバール (mval)	ミリバール% (mval%)
ふっ化物イオン(F ⁻)	<0.1	—	—
塩化物イオン(Cl ⁻)	446.0	12.58	50.46
臭化物イオン(Br ⁻)	0.9	0.01	0.04
よう化物イオン(I ⁻)	<0.1	—	—
硫化水素イオン(HS ⁻)	<0.1	—	—
硫黄イオン(S ²⁻)	<0.1	—	—
チオ硫酸イオン(S ₂ O ₃ ²⁻)	<0.1	—	—
硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	0.1	0.00	0.00
炭酸水素イオン(HCO ₃ ⁻)	751.4	12.32	49.42
炭酸イオン(CO ₃ ²⁻)	0.7	0.02	0.08
陰イオン 計	1199	24.93	100

(3) 非解離成分

成分名	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタけい酸(H ₂ SiO ₃)	88.2	1.13
メタほう酸(HBO ₂)	17.1	0.39
メタ亜ひ酸(HAsO ₂)	<0.1	—
非解離成分 計	105.3	1.52

溶存物質(ガス性のものを除く) 1.872 g/kg

(4) 溶存ガス成分

成分名	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素(CO ₂)	75.7	1.72
遊離硫化水素(H ₂ S)	<0.1	—
溶存ガス成分 計	75.7	1.72

溶存成分総計 1.948 g/kg

(5) その他の微量成分

成分名	ミリグラム (mg)
総水銀(Hg)	0.0005 未満
総砒素(As)	0.02
銅(Cu)	0.01 未満
鉛(Pb)	0.01 未満

6. 泉質 ナトリウム一塩化物・炭酸水素塩温泉(低張性・中性・温泉)

7. 備考

8. 禁忌症、適応症

温泉分析書別表中1に記載する。

2020 年 2 月 7 日

温泉成分分析機関 石川県第3号
石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
株式会社 エオネックス
代表取締役 北田 展之

温泉分析書別表(浴用)

源 泉 名	なぎさの湯温泉
源 泉 所 在 地	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3-1の一部
温泉分析申請者	住所 京都市中央区壬生坊城町1-1 大晋メゾネ四条大宮2F201
泉 質	氏名 株式会社 大晋実業 吉田 幸治 ナトリウム―塩化物・炭酸水素塩温泉(低張性・中性・温泉)

1. 禁忌症及び適応症

分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は環境省自然環境局長通知(平成26年7月1日)環自総発第1407012号によれば次のとおりである。

(1) 浴用の禁忌症

一般的禁忌症 病気の活動期(特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

泉質別禁忌症 該当項目なし

(2) 浴用の適応症

一般的適応症 筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり(関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)、病後回復期、疲労回復、健康増進

泉質別適応症 きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症

2. 浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ. 入浴方法

- (ア) 入浴温度
高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
- (イ) 入浴形態
心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
- (ウ) 入浴回数
入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。
- (エ) 入浴時間
入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

ウ. 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ. 入浴後の注意

- (ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること(ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質(例えば酸性泉や硫黄泉等)や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。)
- (イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ. その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

(注) この別表は温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。

別表作成日 2020年2月7日

温泉成分分析機関 石川県第3号
石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
株式会社 エオネック
代表取締役 北田 展之

〈温泉法第18条第1項に基づく 掲示〉

温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度	40℃	
温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由		加水しない
温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由	加温する 理由：入浴適正温度にするため	
温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由（ろ過を実施している場合はその旨を含む）	循環ろ過させる 理由：温泉資源確保のため 下水道コスト低減のため	
温泉に入浴剤を加え、又は温泉消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒方法及び理由		入浴剤を加えない
	消毒する 消毒方法：塩素注入ポンプ、間接投入 理由：衛生管理のため	

岩風呂・壺湯・VIP露天風呂

〈温泉法第18条第1項に基づく 掲示〉

温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度	40℃	
温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由		加水しない
温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由	加温する 理由：入浴適正温度にするため	
温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨及び理由（ろ過を実施している場合はその旨を含む）		循環ろ過しない
温泉に入浴剤を加え、又は温泉消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒方法及び理由		入浴剤を加えない
	消毒する 消毒方法：塩素注入ポンプ、間接投入 理由：衛生管理のため	

足湯